「挙国一致」内閣期における内務省土木系技術官僚

若 月 剛 史

はじめに

らかにしようとするものであったと言えよう。 のか。この古典的な問いに答えるべく、近年に至るまで膨大な研究がのか。この古典的な問いに答えるべく、近年に至るまで膨大な研究がのか。この古典的な問いに答えるべく、近年に至るまで膨大な研究がのか。この古典的な問いに答えるべく、近年に至るまで膨大な研究がのか。この古典的な問いに答えるべく、近年に至るまで膨大な研究がのか。この古典的な問いに答えるべく、近年によって、約八年間に

統合しようとしたのか、そして、それがなぜ失敗に終わってしまったこの時期にセクショナリズム化が大きく進展した官僚制をどのようにたという道筋で説明することを試みてきた。なかでも、二大政党が、たという道筋で説明することを試みてきた。なかでも、二大政党が、二大政党(政友会、民政党)が期待されていた統合機能を十分に果た二大政党(政友会、民政党)が期待されていた統合機能を十分に果た二大政党(政友会、民政党)が期待されていた統合機能を十分に果た二大政党(政方公司)を持続に対して、筆者はこれまで、政党内閣の崩壊を、

のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。その過程で、当該期の政のか、という点を中心に検討を加えてきた。

なり、政党の統治能力に対する信頼は大きく失われていったのである。その結果、政党内閣末期には、官僚制の不満が表面化するようにて、官僚制の政策要求をほとんど満たすことができなかったからであ合メカニズムの創出に失敗した二大政党は、厳しい財政状況を前にして、官僚制の政策要求をほとんど満たすことができなかったからである。その結果、政党内閣をは、官僚制との関係は決定的に悪化していった。統基盤は相当に強固なものとなった可能性は高いと思われる。しかし、基盤は相当に強固なものとなった可能性は高いと思われる。しかし、基盤は相当に強固なものとなった可能性は高いと思われていったのである。

党の支持を得ることは依然として大きな意味を持っていたからである。
のでも法律案・予算案の協賛権を持つ衆議院を基盤とする政 現するためには、「応援団」となるべき他の政治勢力へ働きかけを そのうえ、高橋財政下における軍事費の増大によって、新規事業費の あった。しかし、それはあくまで三年間に限定された事業であり、(8) 内務、農林両省を中心として官僚制に多大な予算をもたらすもので ことは、官僚制にとって他の政治勢力に働きかける必要性を低下させ 行っていかなければならなかったのである。 計上も困難になっていった。そのため、 匡救費は官僚制にとっては必ずしも使い勝手の良いものではなかった。 の目的も農村部へのスペンディングに重点が置かれていたため、時局 るものであった。特に、昭和七年度から開始された時局匡救事業は、 自らの政策を予算化するためには他の政治勢力の支持が必要不可欠で には進んでいかなかった。「挙国一致」内閣期においても、 ように思える。しかし、 除した政策決定が行われるようになっていったのは半ば自然の流れの とは言え、高橋財政のスタートによって財政支出が大きく増大した このように見れば、政党内閣崩壊後、徐々にではあるが、 実際の政治過程は必ずしもそのように単線的 官僚制が自らの政策要求を実 官僚制が 政党を排 そ

僚制と政党との間では、特に地方利益と密接に関係する問題を中心と革新官僚の間で軍部に接近する動きが見られたことは確かである。しかし、前述したように、この時期に増大する軍事費は、官僚制が計上かし、前述したように、この時期に増大する軍事費は、官僚制が計上かし、前述したように、この時期に増大する軍事費は、官僚制が計上が、したように、「挙国一致」内閣期において、いわゆる新官僚やあった。たしかに、「挙国一致」内閣期において、いわゆる新官僚やあった。たしかに、「挙国一致」内閣期において、いわゆる新官僚やあった。

回路で実現するのか、試行錯誤を余儀なくされることになったのであうに、「挙国一致」内閣期の官僚制は、自らの政策要求をどのようなもまた、全幅の信頼が置ける「応援団」とはなり得なかった。このよの政策要求実現への期待を大きく裏切られた官僚制からすれば、政党して利害の一致する点が多かった。しかしながら、政党内閣期に自ら

る。

いても、弱まりつつではあるが存在していた。 見られた。このような政党に対する期待は、「挙国一致」内閣期にお域要望を吸収する機能に注目し、土木事業拡大を期待する動きが広くかった。実際、彼らの間には、政党内閣成立当初において、政党の地大への欲求は、二大政党の地方利益の実現要求と親和的な側面が強大への欲求は、二大政党の地方利益の実現要求と親和的な側面が強

高橋財政下にあって膨張する軍事費は土木事業費と競合関係にあったであった。他方で、軍部もまた彼らの「応援団」にはなり得なかった。それゆえ、彼らは政党が土木事業の策定に介入してくるのには警戒的木系技術官僚が追求する技術的な合理性とは相容れないものであった。しかしながら、第三に、政党による党略的な地方利益の誘導は、土

ぐって模索していかなければならなかったのである。からである。それゆえ、彼らは自らの政策要求を実現する方法をめ

官僚を位置づけようとするささやかな試みである。官僚を位置づけようとするささやかな試みである。しかしながら、上木史や科学史などの分野で相当の研究蓄積がある。しかしながら、土木史や科学史などの分野で相当の研究蓄積がある。しかしながら、立のような研究状況に対して、昭和戦前期の政治史の中に土木系技術官僚を位置づけようとするささやかな試みである。

政党内閣期における土木系技術官僚

一九三〇年代に政治的に活性化していく要因を考えていきたい。閣期にどのような状況に置かれていたのかを確認し、そこから彼らが僚の政治的動向について検討を加える前提作業として、彼らが政党内本章ではまず、「挙国一致」内閣期における内務省の土木系技術官

政党内閣期を通じて、内務省の土木系技術官僚が直面した最大の問題はポストの不足であった。一九二〇年代後半には、財政の悪化に伴う土れた土木技師・技手は、一九二〇年代後半には、財政の悪化に伴う土れた土木技師・技手は、一九二〇年代後半には、財政の悪化に伴う土力で言えば、内務省土木局、土木出張所、府県の土木部・課の人事はして言えば、内務省土木局、土木出張所、府県の土木部・課の人事はして言えば、内務省土木局、土木出張所、府県の土木部・課の人事はして言えば、内務省土木局、土木出張所、府県の土木部・課の人事はして言えば、内務省でによってポストの増設が抑制されたことで、本事業の途が大きく閉ざされていった。 大事業の縮小・繰り延べによってポストの増設が抑制されたことで、本事業の途が大きく閉ざされていった。この時期、土木系技術官僚に関邦といる。 大事業のにいるものでは、1300年には、1500年において、第二次治水の間のた。技術官に定年制が設けられていなかったことは、このような、1500年には、1500年に対している。

人事の停滞をさらに深刻化させるものであった。

土木系技術官僚は、こうした状況を、官僚人事における事務官優位 と、ではいることによって自らの昇進の機会が奪われているとして、 をれを制度的に担保している官吏制度の改善を要求したのである。こ それを制度的に担保している官吏制度の改善を要求したのである。こ では当度的に担保している官吏制度の改善を要求したのである。こ の運動は、いわゆる「法科偏重」批判という形で展開されることに なった。二大政党の側にも彼らの運動に対して一定の理解があったた なった。二大政党の側にも彼らの運動に対して一定の理解があったた なった。ことはほとんどなかった。

しかし、 彼らを政党間の対立へと巻き込んでしまう危険性を孕んでいるもので 県)に土木部が設置され、各府県とも土木部長に技師が任命された。 都市がある府県(東京府、大阪府、 のである。 ストは内務部長の下に置かれる土木課長であったが、この改正によっ ことができるようになった。それまで、 によって、内務大臣は必要に応じて府県を指定して土木部を設置する 一五(一九二六)年の地方官官制改正(大正一五年勅令第一四七号) 技術官僚を優遇するためのポスト増設が行われている。例えば、 際、 て府県の部長ポストにも技師が任命される途が開かれることになった ただし、彼らの主張が全く実現されなかったという訳ではない。 厳しい財政状況下であったにも拘らず、若干ではあるが、土木系 このような部長級ポストへ土木系技術官僚が進出することは そして、この改正を受けて、 京都府、 府県での土木系技師の最高ポ 昭和二 (一九二七) 年に六大 神奈川県、 愛知県、 実

あった。

方がはるかに深刻な問題であった。それはなぜか。岡田は、二つの理岡田からすれば、技術官である府県の土木部課長が更迭されたことの大幅に更迭され、いわゆる「党弊」として批判されていた。しかし、田文秀が的確に指摘している。よく知られているように、政党内閣下田文秀が的確に指摘している。よく知られているように、政党内閣下田文秀が的確に指摘していて、政党内閣期を通じて土木局の事務官であった岡

でしかなかった。

由を挙げている。

も拘らず、 政治的意味に於て土木行政に勝る重要の地位を占むるものがない」に のとなし、土木課長は専ら技術の長たらしむる」ため、「地方行政中 るべきも、 やは一に技術に一任せらるべく、担当の技術官はその改修計画に対し あるけれども、改修すべき河川が決定したる以上如何なる計画による 行政においては、「何れの河川を改修するやは政治的行政的の問題で ざることを本質とし、科学の基礎の上に厳然たる存在を持つべきも 更迭と同一に或はそれ以上に取扱はんとする傾」がある点である。 なき技術者」を充てることになっているのだと論じている。このよう い」。このように「土木の行政的方面は知事及内務部長に於て行ふも とは謂へ、厳格に謂ふならば路線選定の達観は行政であり、 いても「道路の路線認定の如きは技術と事務との分界稍不明瞭である て全責任をもつ権利と義務がなければならぬ」。また、道路行政にお の」であり、自ずと「技術と事務の分界」は存在する。例えば、 田に言わせれば、「技術は政治や便宜、事情論によつて左右すべから 第一に、各府県の長官が「土木部課長を行政官視して恰も事務官の そのトップである土木部課長には「行政官として任用資格 達観的に選ばれたる路線の確定的立案は技術に外ならな 政治であ 河川

「土木行政乃至土木技術の健全なる発展進歩」を大きく阻害するものではなく、政権交代といった外在的な要因によって行われることは、な観点からすれば、土木部課長の人事が、技術面での能力に基づいて

批判している。

地判している。

地判している。

地判している。

地判している。

地判している。

地判している。

地判している。

地判している。

地判している。

外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。 外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。 外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。 外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。 外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。 外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。 外ならぬ」として、技術官優遇の必要性を訴えたのである。

若槻礼次郎内閣期には、井上財政の下で内務省の土木系技術官僚を対な官吏制度の改革はほとんど行われなかった。それどころか、第二次しかし、現実には、政党内閣期において技術官の優遇に繋がるよう

題であった。それゆえ、彼らは強硬な反対運動を展開していくことに として民間への請負工事によって行われるため、内務省の土木系技術 れた土木局の技師・技手が府県へと移動する可能性は多分に残されて じてみれば事業量の総体は必ずしも減少する訳ではないので、 であった。もちろん、土木事業が府県へ移管されても、国・地方を诵 局に在籍する約八○○人の技師・技手のうち七○○人を削減するもの 内務省の直轄事業を廃止して土木事業の実施主体を府県に移し、土木 象とする大規模な整理案が出されるまでに至っている。その骨子は、(エ゙) 官僚にとって、府県への土木事業の移管はポスト激減に繋がる死活問 の手によって直接執行されるのに対して、府県が行う土木事業は原則 いた。しかし、国の直轄事業が土木出張所に勤務する土木系技術官僚 整理さ

第二次若槻内閣の総辞職によって井上財政に終止符が打たれ、人員整 廃止など小規模なものにとどまった。さらに、昭和六年一二月一三日 余儀なくされ、実際に行われた整理は、横浜・神戸の両土木出張所の 一の圧力は弱まることになった。 彼らの反発を前にして、第二次若槻内閣は整理案の大幅な見直しを

る。(ミロ)、犬養毅内閣与党の政友会に対して実現を働きかけようとしてい成し、犬養毅内閣与党の政友会に対して実現を働きかけようとしてい 的な働きかけを強めていくことになる。例えば、土木局技師の宮本武 とは土木系技術官僚の不安を強めるものであり、その後も彼らは政治とは土木系技術官僚の不安を強めるものであり、その後も彼らは政治 しかしながら、いったんは大規模な整理が実現されそうになったこ 昭和七年四月七日に「土木省新設意見書」、「土木省案」を作

政党内閣によって待遇改善への期待が大きく裏切られた結果、 このように、 岡田が提示した理想像とは異なり、土木系技術官僚は 政治的

> では、このように政治的に活性化した彼らは、 て、どのようにして自らの要求を実現しようとしたのだろうか。 な動きを強めざるを得ない状況に追い込まれていったのである。それ 次章では、この点を時局匡救事業の展開過程を通じて検討していき 政党内閣崩壊後におい

たい。

時局匡救事業の展開と土木系技術官僚

激増に対応するため、宮城、新潟、 多数採用されることになった。さらに、昭和八年九月には、 制改正)。これらの改正を受けて、各道府県で土木系の技師・技手が 一〇三人に増やされている(昭和七年勅令第二四七号、道路管理職員 Ŕ ○○人から二五五五人へと増やされた。同時に、道路管理職員の定員 べく、地方土木職員制の改正 一)年九月二○日、時局匡救事業の開始に伴う事務量の増加に対応す はまずポストの増設という恩恵に与ることになった。昭和七(一九三 土木技師、土木技手の定員がそれぞれ、一六○人から二○二人、二四 土木部が新設されている。 昭和七年度から開始された時局匡救事業によって、 道路技師が一六〇人から二〇三人、 (昭和七年勅令第二四八号)によって、 長野、 道路技手が三四〇〇人から四 静岡、 広島、 土木系技術官僚 福岡の各県に 事務量の

り分けられたからである。 しで歓迎していた訳ではなかった。事業初年度にあたる昭和七年度に おいては、より広範囲の困窮者を就労させることに重点が置かれた結 しかしながら、 彼らが直接的には実施にタッチしない町村事業に多額の予算が振 時局匡救事業の開始を多くの土木系技術官僚は手放 しかも、「工事費をペイする見込」がある

必要な工事が行われているとして批判が出されていた。 性に反するものであった。実際、当時の新聞などでは、町村事業で不事が行われがちな町村事業を行うのは、明らかに経済的・技術的合理直轄事業、府県事業を犠牲にしてまで、ともすれば「不要不急」の工事業を優先すべきだと考える彼らからすれば、「経済価値」が高い国事業を優先すべきだと考える彼らからすれば、「経済価値」が高い国

とになった。

内務省の土木系技術官僚の不満は、時局匡救事業費をめぐる閣議での口の大師・技手のポストが増設されたとしても、事業終了後の昭和県での技師・技手のポストが増設されたとしても、事業終了後の昭和の年度以降には再び整理されてしまう可能性があったからである。本れゆえ、彼らは、大規模な事業であり事業年数も長期間にわたる国産・事業を実質的に継続させていこうとした。こうした彼らの窓のの政治問題化したのが、昭和八年度の時局匡救事業が三年間に限定さめ計画組化したのが、昭和八年度の時局匡救事業が三年間に限定さいる。

政友会がこの問題を倒閣に利用しようとする動きを見せたため、 事業年数が八ヶ年以上(最長は一八ヶ年)に及んでいるとして批判さ 改修事業と、 ことを問題にした。具体的には、 造鉄相が、時局匡救事業は原則として昭和九年度で打ち切られるはず の閣議が開かれた。この席で、かつて蔵相を務めたことがある三土忠 介海相らが説得にあたったが、三土は頑として応じなかった。さらに、 れたのである。これに対して、 小貝川、烏・神流の両川、最上川上流、菊川、矢作川、 なのに、その中に昭和一○年度以降にも及ぶ継続事業が含まれている 昭和七年一一月一八日、 和歌山、 広島、 昭和八年度予算概算を正式に決定するため 酒田の三重要港湾修築事業が、 高橋是清蔵相、山本達雄内相、 国直轄の新規事業として計上された、 淀川の六河川 いずれも 岡田啓 結局、

年度以降は財政的余裕があれば継続するという形で妥協が成立するこ山本内相が譲歩して、形式的には昭和九年度で事業を打ち切り、一〇

名) などが任命されている。また、臨時議員も置かれ、関係各省の局(31) 東京府知事、神奈川県知事、衆議院議員(七名)、貴族院議員(七 長などが任じられた。 同じくして、内閣書記官長、法制局長官、各省次官、内務省各局長、 臣)と四○名以内の議員によって構成された。議員には、会議設置と 関する重要事項を調査・審議する機関として設置され、 のが、昭和八年八月に設置された土木会議である。 彼らの危機感を強めるものであった。そこで期待されることになった 年度以降の予算計上を確実なものとすることができなかったことは、 あったと言える。しかし、管轄ではない一閣僚の反対によって、一〇 事業を押し込んだのは、 中に、その効果が町村事業に比べて限定的な六河川、三港湾の国直轄 農村部へのスペンディングを主たる目的としていた時局匡救事業の 土木会議は、内務大臣の諮問に応じて道路、河川、港湾など土木に 内務省の土木系技術官僚にとって大成功で (七30)、 議長 (内務大

設された土木会議では、河川、港湾、道路などの長期的な計画が決議しき増減あり、為めに職員の進退を余儀なくせられた」。しかし、新定して居る筈」にも拘らず、「財政の都合其他と称して年により甚だいった。例えば、東京土木出張所の技師であった栗原良輔は、次のよいった。例えば、東京土木出張所の技師であった栗原良輔は、次のよいった。例えば、東京土木出張所の技師であった栗原良輔は、次のよいの大大会議設置の意義を述べている。これまで「土木事業の独立の対に上木会議について、内務省の土木系技術官僚は、時局匡救事業この土木会議について、内務省の土木系技術官僚は、時局匡救事業

儀なくせらる、憂を除く事が出来る」として期待を寄せている。職員数も略一定する訳で、不定な事業の繁閑によつて多数の進退を余吾人に与へらる、事業の総量が決定するのであるから、之に従事するされることによって、「従来の如く一箇年限りの事業計画と異なり、

三八○○万円、一五ヶ年の継続事業)や第二次道路改良計画(約三億三八○○万円、一五ヶ年の継続事業)や第二次道路改良計画(約七億三八○○万円、一五ヶ年の継続事業)といった形で応えられることになる。しかしながら、たとえ計画が策定されても、予算が伴わなければ画餅に帰してしまう。この点については、すでに土木会議の設置との危惧が述べられていた。この点は土木会議の「諮問を経た事でも、他構想が世に出た段階から、たとえ土木会議の「諮問を経た事でも、他構想が世に出た段階から、たとえ土木会議の「諮問を経た事でも、他構想が世に出た段階から、たとえ土木会議の「諮問を経た事でも、他構想が世に出た段階から、たとえ土木会議でも、政党出身の議員との危惧が述べられていた。この点は土木会議でも、政党出身の議員との危惧が述べられていた。この点は土木会議でも、政党出身の議員をが中心になって問題とされ、昭和八年一一月一六日に河川部会で第三次治水計画を決議する際に、合わせて次のような決議(「第三次治水次治水計画(約三億三八○○万円、一五ヶ年の継続事業)といった形でたる。

改良計画ノ財政ニ関スル件」)がなされている。 財源とし所定年度内に事業の完成を求める内容の決議(「第二次道路財源とし所定年度内に事業の完成を求める内容の決議(「第二次道路でした。)

なかった。実際、河川部会は、決議に対する財務当局の承認を得るたしかし、これらの決議は大蔵省の理解を得た上でなされたものでは

にはいかなかったのである。とって、土木会議が求める公債財源による土木事業の拡大を認める訳断られていた。公債発行残高の急増に危機感を強めていた大蔵省にめ大蔵省側の議員の出席を要求したが、予算編成による多忙を理由に

また、 のである。 見出せない中、 軍部に対する不満も強まっていった。このように有力な「応援団」が 結果、土木系技術官僚は、改めて「両政党選出の議員が思ふだけのこ 期待する動きが見られた。しかし、議会では、 出身の議員の主導によってなされたことから、一部で議会での審議に そこで、前述したように土木会議で財源にまで踏み込んだ決議が政党 責任を持つてゐない」ことを認識させられることになったのである。 とを言ふだけのことだ、其(土木会議―筆者注) たものの、 た計画の実行を求め、その財源を公債とすべきだとする主張がなされ た匹田鋭吉、福井甚三(いずれも政友会)から、土木会議で決議され この予算案は、土木系技術官僚にとって不満が残るものであった。 軍事費の増大が結果として土木費の削減をもたらしていたため 結局、 彼らは再び直接的な行動に出ざるを得なくなっていく 政府から確約を引き出すことはできなかった。その(空) 土木会議の議員であっ の決議の実行に就て

三 時局匡救事業の終了と災害復旧事業の開始

土木事業の将来的な見通しが立たない中、時局匡救事業の最終年度にあたる昭和九年度に入り、土木系技術官僚の整理は現実味を帯びることになった。このような危機的状況を前にして、内務省の土木系技術官僚たちは運動を展開していくことになるが、その中心となったの務省及び道府県庁に在職する土木技術者によって設立された親睦団体である。会長は内務技監であり、各道府県に支部が設置され、その支部長は原則として土木出張所長か府県土木課長が務めることになっていた。会員数は、昭和九年末には六五〇〇名ほどに達している。設立いた。会員数は、昭和九年末には六五〇〇名ほどに達している。設立いた。会員数は、昭和九年末には六五〇〇名ほどに達している。設立いた第二次若槻内閣期の土木局整理案に対する反対運動においても、した第二次若槻内閣期の土木局整理案に対する反対運動においても、した第二次若槻内閣期の土木局整理案に対する反対運動においても、した第二次若槻内閣期の土木局整理案に対する反対運動においても、その全国化・組織化に大きな役割を果たしていた。

さて、内務省土木局では、時局匡救事業の打切りにどのように対応の決議に基づいてどれだけ新規事業費を獲得できるのかという点に回いては大蔵省側もその必要性を認めていたので、問題は土木会議については大蔵省側もその必要性を認めていたので、昭和一〇年度土木予算を編成していく方針が決定されている。このうち匡救事業の善後処置については大蔵省側もその必要性を認めていたので、昭和一〇年度土木予算の決議に基づいてどれだけ新規事業費を獲得できるのかという点にあった。

計局は土木事業費を中心に大幅に削減する査定を行った。これに対し、内務省が提出した昭和一〇年度予算の概算要求に対して、大蔵省主

のる陳情書を提出するに至っている。 生活安定」を期することが急務であるとして、幹事協議会で対応が協 はこ。その後、土木協会は、対策委員会を設置して協議を積み重 議された。その後、土木協会は、対策委員会を設置して協議を積み重 議された。その後、土木協会は、対策委員会を設置して協議を積み重 議された。その後、土木協会は、対策委員会を設置して協議を積み重 (53)

害が甚大であった国直轄河川の新規改修(手取川、 事業も複数年度にわたって行われることになったのである。(38) 年度で支出すると財政的な困難を来たす恐れがあったため、 庫補助額が三三府県へ総額三七○○万円という多額に上り、それを単 則として単年度で行われてきたが、昭和九年の災害では、府県への国 継続事業として計上されたことであった。それまで災害復旧事業は原 だったのは、金額そのものよりも、災害復旧事業が一一ヶ年にも及ぶ 務省分は九千三百万円にも上ったが、土木系技術官僚にとって重要 もの巨額に及ぶ災害救済費を承認せざるを得なくなった。このうち内 災害の発生に対して、大規模な救済事業を求める声が高まっていった。 被害総額は六億円に達したという。このような明治以来未曾有の連続(5) 東北地方では冷害が発生し「誠に百難一時に来る惨状」を呈し、その 被害をもたらすことになった。さらに、四国・九州地方では干害が、 であった。七月一一・一二日に北陸地方で発生した大雨と、九月二一 ことになったのが、この年の夏から秋にかけて連続して発生した災害 た救済要望の高まりを前に押し切られ、結局、総額一億七五〇〇万円 日に関西地方を襲った室戸台風は、各地で河川が氾濫するなど甚大な 当初は災害予算が膨張することに警戒的であった大蔵省も、こうし このように土木系技術官僚から突き上げられた内務省首脳部を救う 小矢部川、 天神

九年の災害発生に伴う大規模な復旧土木事業の開始によって満たされ 誤を繰り返すことを余儀なくされていた。彼らの運動は決して成功し 救事業が展開される下で、長期的な土木事業の確保を目指して試行錯 これ以後、土木系技術官僚の整理問題は影を潜めていくことになる。 うな見方を土木系技術官僚に敷衍すれば、災害復旧事業は、 ると述べ、時局匡救事業の延長線上のものとして捉えている。このよ⁽⁸⁾ 復旧事業が、 国直轄事業も拡張することになった。広瀬土木局長は、これらの災害(s³) 川)、工事費追加 木事業によって包摂された訳ではなかった。 ることになる。しかし、全ての土木系技術官僚の要求が、この復旧土 たとは言えないが、彼らの「生活安定」への要求はとりあえず、 定」を、長期間にわたって延長するものであったと言えよう。実際 少するものの、 これまで検討してきたように、 「災害対策」だけでなく「匡救対策」の意味も持ってい 時局匡救事業によってもたらされた束の間の「生活安 (旭川、千代川、斐伊川) 内務省の土木系技術官僚は、 が行われることになり、 規模は縮 時局匡 昭和

で政策を実現しようとしていたのか検討を加えていきたい。系の技術官僚である赤木正雄を取り上げながら、彼がどのような回路次章では、そのような土木系技術官僚の代表的な事例として、砂防

四 赤木正雄と砂防事業

ここで取り上げる赤木正雄もその一人である。系技術官僚の間には、時局匡救事業を積極的に歓迎する動きもあった。的・技術的合理性の面から批判的であったと指摘した。しかし、土木的二章で、時局匡救事業に対して、多くの土木系技術官僚が経済

いては、 際には、 できる点においても時局匡救事業の目的に合致していた。 器具機械費等に多額の費用を要せず工事の大部分を労金として消化 かも、 工事が中心となる砂防事業に注目が集まることになったのである。し して救済するのかが大きな課題となっていた。その結果、山村部での れていたが、なかでも最も困窮が深刻であった山村農民をどのように 述したように、時局匡救事業は困窮者を就労させることに重点が置か の三分の二以内を受けることができると規定されていた。しかし、実 して行われていた。このうち、国庫の補助については、府県は事業費法に基づいて、国直轄事業または国庫からの補助を受ける府県事業と このような状況を一変させたのが時局匡救事業の開始であった。 戦前日本の砂防事業は、明治三○(一八九七)年に制定された砂防 砂防事業は、 事業費の五分の一程度が補助されるに過ぎなかったという。 砂防予算が貧弱であったため、 河川や道路など他の土木事業と比較して「用地費 昭和六(一九三一)年度にお

しかし、時局匡救事業の打切りによって、昭和一○年度予算では、

土木系技術官僚が砂防事業に対して理解が乏しかったのは確かだと思り、何もそれは砂防事業費に限ったものではなかった。ただ、当時のうに、昭和一○年度予算では、土木事業費全般が大幅に削減されておしかったことに由来するものであったとされる。しかし、前述したよ赤木の回想では、内務省の河川関係技術官僚が砂防に対する理解が乏砂防国庫補助額は一三五万円への減額を余儀なくされた。この減額は、

| 123 | 125 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 127 | 12 両者の対立は深刻なものとなっていくのである。 (で) としていく。しかし、このような赤木の活動に対して、 要性を働きかけ、彼らの議会での質問を通じて砂防世論を喚起しよう 村長をしており、 戸台風によって甚大な被害を受けた京都、兵庫、鳥取、島根、 亀三が有していた政治的ネットワークを通じて、第二予備金から、 昭和一〇年一月、全国治水砂防協会を結成し、砂防事業の拡張を求め 働きかけることで砂防予算を獲得しようとしていった。赤木はまず、 術官僚は土木局の秩序を乱すものとして反発を強め、 たのである。その後、 る県議や町村長の組織化を進めている。また、同年一○月には、 このように土木局内での発言力を持たない赤木は、 同村での砂防事業の着工を求めて赤木に接触してき 赤木は、 貴衆両院議員に対しても砂防事業の必 他の政治勢力に 戦時期にかけて 他の土木系技 岡山の 西原 室

おわりに

本稿では、「挙国一致」内閣期における内務省の土木系技術官僚の

るのか、試行錯誤を繰り返していた姿に他ならない。で、内務省の土木系技術官僚が長期的な土木事業をいかにして実現すなったのは、どの政治勢力も有力な「応援団」とはなり得ない状況下その方法に着目しながら検討を加えてきた。その結果として明らかに政治的動向を、自らの政策要求をどのように実現しようとしたのか、

策要求の正統性を高めようとしたのである。 て団結し、技術的合理性に基づいた主張を展開することで、自らの の意味が大幅に減じた「挙国一致」内閣期において、 に、彼らは、 な専門性を統合軸とする団体であったことにも表れている。このよう た特定の利益を媒介にして集合化する団体ではなく、土木協会のよう とは、彼らの活動の拠点となったのが、道路改良会や港湾協会といっ り、特定の事業の推進が主張されることはなかったのである。このこ なった。すなわち、一貫して土木事業の総量拡大が追求されたのであ れらの対立を無化すべく、最大公約数的な目標が掲げられることに 存在していた。それゆえ、彼らの運動が展開されるにあたっては、こ 判任官、 して行論を進めてきたが、実はその内部には、中央―地方、 間見える彼らの運動のあり方である。これまで、彼らを一つの集団と ただ、ここで注意しておきたいのは、 あるいは河川技術者―道路技術者、といった複層的な対立が 河川や道路といった利益によって多数派を形成すること そのような試行錯誤の間に 専門家集団とし 高等官

依然として有力な「応援団」の一つとなり得たのである。実現しようとしていた。そのような彼らからすれば、政党勢力もまた利益を媒介にして外部の政治勢力と連携することで自らの政策要求を木正雄のように、土木系技術官僚の中での少数派的な存在は、むしろただし、それに全ての土木系技術官僚が包摂された訳ではない。赤ただし、それに全ての土木系技術官僚が包摂された訳ではない。赤

ここに見られる多様な土木系技術官僚の態様が、戦時期の科学技術新体制の下でどのように展開していくのだろうか。大きな流れとして、従来から指摘されているように、宮本武之輔ら土木系技術官僚のは、従来から指摘されているように、宮本武之輔ら土木系技術官僚のは、従来から指摘されているように、宮本武之輔ら土木系技術官僚の主流派が他省の技術官僚と連携しながら科学技術新体制を進めていっ主流派が他省の技術官僚と連携しながら科学技術新体制を進めていっ主流派が他省の技術官の間に派閥を作る傾向」に反発した結果、三浦を下関出 方土木技術官の間に派閥を作る傾向」に反発した結果、三浦を下関出 方土木技術官の間に派閥を作る傾向」に反発した結果、三浦を下関出 大木局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大木局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大本局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大木局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大木局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大木局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大木局での事務官と技術官との対立、そして技術官の間での対立を経 大大・大きな 大きな 大大・大きな 大木の は は いったい として、ひとは いったい として、ひとは いったい といったい にいったい といったい といっ

註

- (1) 代表的なものとして、宮崎隆次「戦前日本の政治発展と連合政治」(篠原一編『連合政治Ⅰ』(岩波書店、一九八四年)、坂野潤治」(篠原一編『連合政治Ⅰ』(岩波書店、一九八四年)、坂野潤近の研究で最も精緻なものとしては、小林道彦『政党内閣の崩壊近の研究で最も精緻なものとしては、小林道彦『政党内閣の崩壊を満る。
- 谷太一郎「政党内閣期の条件」(中村隆英・伊藤隆編著『近代日(2) 政党を「体制の集権化要因」として捉える視角については、三

- 本研究入門』、東京大学出版会、一九七七年)。
- 二年)の予算統制構想」『史学雑誌』第一一五編第一〇号、二〇四編第三号、二〇〇五年)、同「政党内閣期(一九二四~一九三(3) 拙稿「『法科偏重』批判の展開と政党内閣」『史学雑誌』第一一
- 四巻(東京大学出版会、一九六八年)を参照。(4)「官僚の政党化」については、升味準之輔『日本政党史論』第
- 代史』第三巻、岩波書店、一九九三年)を挙げることができる。ものとして、安田浩「総論」(坂野潤治編『シリーズ 日本近現(5) 一九二〇年代における社会・経済構造の変化を簡潔に指摘した
- 歴史』七三九号、二〇〇九年)が挙げられる。して、手塚雄太「『挙国一致』内閣期の政党と利益団体」(『日本(6) このような側面を政党と利益団体との関係から検討した研究と
- (7) 高橋財政に関する経済史研究では、三和良一「高橋財政期の経済政策」(東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会二 戦時日本経済』東京大学出版会、一九七九年)、中村隆英会二 戦時日本経済』東京大学出版会、一九七九年)、中村隆英川出版社、一九八一年)などが古典的な研究である。高橋財政の研究史については、井出英策『高橋財政の研究』(有斐閣、二〇六年)が簡潔に整理している(一四~二二頁)。
- (9) 例えば、古川隆久『昭和戦中期の議会と行政』(吉川弘文館、

- 一八七~一九四頁)。

 一『宮本武之輔と科学技術行政』東海大学出版会、一九八九年、国への進路開拓を狙って陸軍の軍人に接近を試みている(大淀昇国への進路開拓を狙って陸軍の軍人に接近を試みている(大淀昇 三 三 一八七~一九四頁)。
- (10) 後述するように、本稿が対象とする一九三○年代前半において、 (10) 後述するように、本稿が対象とする一九三○年代前半において、

- 九七一年)六一八頁。(13) 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第一卷(大霞会、一
- (4) 拙稿前掲「『法科偏重』批判の展開と政党内閣」。
- 九二九年)。(15) 岡田文秀「土木の人事行政」(『水利と土木』第二巻第九号、一
- 一九二九年)。 (16) 岡田文秀「土木部長制度に就て」(『水利と土木』第二巻第五号、

- について別稿を準備している。 照。なお、筆者もこの問題に対する土木系技術官僚の政治的動向照。なお、筆者もこの問題に対する土木系技術官僚の政治的動向四節、大淀前掲『宮本武之輔と科学技術行政』第四章第一節を参(17) この点については、加瀬前掲『戦前日本の失業対策』補章Ⅱ第
- (18) 「中外商業新報」一九三一年一○月四日夕刊
- 生』工業雑誌社、一九三四年に所収)。 木』第五巻第一号、一九三二年、のちに宮本『技術・社会・人(9) 宮本武之輔「直轄工事と請負工事の得失を論ず」(『水利と土
- (20) この経過については、加瀬前掲『戦前日本の失業対策』二五六
- (2) 馬奇子阝『平云二八字本代之浦の三年』(アーフモンド土、一電気通信協会東海支部、一九七一年、昭和七年二月一五日の条)。にわたって意見を交換している(宮本武之輔『宮本武之輔日記』(21) 例えば、この時期の技術者運動の中心的存在であった宮本武之(21)
- (22) 高崎哲郎『評伝工人宮本武之輔の生涯』(ダイヤモンド社、一九九八年) 二一一頁。宮本が土木行政の統一を主張するに至った、宮本「土木行政統一論」、『水利と土木』第六巻第一号、一九た(宮本「土木行政統一論」、『水利と土木』第六巻第一号、一九た(宮本「土木行政統一論」、『水利と土木』第六巻第一号、一九た(宮本「土木行政統一論」、『水利と土木』第六巻第一号、一九六年、のちに宮本前掲『技術・社会・人生』に所収)。このうち、治水政策をめぐるセクショナリズム的対立が顕在化したことがあった(宮本「土木行政統一論」、『水利と土木』第六巻第一号、一九八四』一九八五年、のちに御厨『政策の総合と権力』東京大学出版会、一九八五年、のちに御厨『政策の総合と権力』東京大学出版会、一九八五年、のちに御厨『政策の総合と権力』東京大学出版会、一九六年に所収)を参照。
- (23)「地方ニュース」(『水利と土木』第五巻第一〇号、一九三二年)。

24 省に働きかけたからである(加瀬前掲『戦前日本の失業対策』三 低下していくことになるが、これは土木系技術官僚の関与が大き その後、昭和八年度―三五・六%、昭和九年度―二二・八%、と 業費が占める割合は、 い国事業、府県事業の割合を高めようとして内務省土木局が大蔵 七~三二七頁)。 内務省が所管する時局匡救農村振興土木事業費のうち、町村事 昭和七年度で六一・六%にも上っていた。

31

- 25 ○月号、のちに宮本前掲『技術・社会・人生』に所収)。 宮本武之輔「時局匡救土木事業に就て」(『工人』一九三二年一
- 26 その上町村割拠の弊に陥って全体の道路系統を乱脈ならしめた嫌 てて、わずかなあぜ道に過ぎぬような町村道を不必要に拡張し、 取っても交通上寧ろより多く必要の感ぜらるる府県道の改修を棄 く町村に金を使わせさえすれば良いと焦るの余り、 六日付朝刊の社説(「時局匡救事業の再検討」)では、「何でも早 例えば、「東京朝日新聞」(以下、「東朝」)一九三二年一一月二 ・がある」として批判されている。 その町村に
- 27 論じている(大前 すでに予算編成における三土の存在感の大きさを示す事例として 務省だより」(同右)。なお、この問題については、大前信也氏が 継続費問題」、『水利と土木』第五巻第一二号、一九三二年)、「内 〇六年、一三七~一三八頁 以下、継続費問題をめぐる紛糾については、覆面子「土木事業 『昭和戦前期の予算編成と政治』木鐸社、二〇
- $\widehat{29}$ 28 土木会議の設置過程については、松浦前掲 』 六五~六六頁。 『戦前の国土整備政
- 土木会議官制(昭和八年勅令第二二五号)。

- 30 池田秀雄 田は元内務官僚である。 から小山谷蔵(当選五回)の一名が任命されている。このうち池 精一(当選四回)、福井甚三(当選四回) 政友会から匹田鋭吉(当選五回)、金光庸夫(当選五回)、青木 (当選一 回)、三宅磐(当選四回) の四名が、民政党から の二名が、 国民同盟
- 元内務官僚である。 が任命されている。このうち、東園、大森、水野、塚本、有吉は 吉忠一(勅選議員)、火曜会から細川護立(侯爵議員) 研究会から東園基光(子爵議員)、曾我祐邦(子爵議員) (勅選議員)、同成会から塚本清治 公正会から大森佳一(男爵議員)、交友倶楽部から水野錬太 (勅選議員)、 同和会から有 の各一名 の 二
- $\widehat{32}$ 木』第六巻第一一号、一九三三年)。 内務省土木局「土木会議の成立とその経過 (一)」(『水利と土

栗原良輔「技術精神を賛ふ」(『土木』第一六号、一九三三年)。

33

- 34 経済評論社、二〇〇〇年)六六~六七頁。 その内容については、松浦茂樹『戦前の国土整備政策』(日本
- 35 長崎敏音「土木会議の設置と土木政策」(『土木工学建築』第二 九号、一九三二年)。
- $\widehat{36}$ 九三三年)、丹波浪人「土木会議を覗いて」(同右)。 路政僧「祟られた土木予算」(『道路の改良』第一五巻第一二号、
- 八年・第二十四巻・内務省・大蔵省』、2A―4―纂2040 に収録)。 「土木会議議決報告ノ件」 (国立公文書館所蔵『公文雑纂・

37

- 38 同右。
- 丹波前掲「土木会議を覗いて」。

 $\widehat{39}$

- 『昭和戦前期の予算編成と政治』第二章第三節を参照。(4) 昭和九年度予算編成をめぐる政治過程については、大前前掲
- (41) 「内務省だより」(『水利と土木』第七巻第四号、一九三四年)。

年)を参照

- 巻第三号、一九三四年)。(42) 路政僧「土木のことを帝国議會に聴く」(『道路の改良』第一六
- (43) 路政僧前掲「祟られた土木予算」。
- 年を迎ふるに方りて」、『土木』第一七号、一九三四年)。 三分の一に縮小されたとして軍部を批判している(志賀「昭和九総予算の四割を軍事費に譲ることになったため、土木費は前年の(44) 例えば、内務省土木局技師の志賀清は、昭和九年度予算編成で
- を述べている。 年)は、各府県で土木系の技師・技手の整理が噂されていること(45) 例えば、池本泰児「浅人零語」(『土木』第一九号、一九三四
- (4) 高橋正久「土木協会の歩みに就て」(『土木』第三号、一九三一(46) 高橋正久「土木協会の歩みに就て」(『土木』第三号、一九三一
- (47) 「巻頭言」(『土木』第二二号、一九三五年)
- (48) この点については、現在、別稿を準備している。
- (49) 「東朝」一九三四年六月一三日、一六日各朝刊。
- (50) 「東朝」一九三四年六月二八日朝刊。
- 土木』第七巻第六号、一九三四年)。 賀屋興宣予算決算課長の発言(「地方長官会議傍聴記」、『水利と(51) 昭和九年五月一四日の地方長官会議における黒田英雄大蔵次官、
- 表(「昭和一〇年度新規要求当初査定」)を参照。昭和一〇年度予洋経済新報社、一九五五年)一五九~一六四頁。特に、第一一三(52) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第三巻 歳計』(東

- の予算編成と大蔵省」(『鈴鹿国際大学紀要』第六号、二〇〇〇算編成をめぐる政治過程については、大前信也「岡田啓介内閣期
- (53) 「会報」(『土木』第二一号、一九三四年)。こうした動きの背景(53) 「会報」(『土木』第二一号、一九三四年)。こうした動きの背景(53) 「会報」(『土木』第二一号、一九三四年)。こうした動きの背景第一七号、一九三四年)。
- (4) 「緊告!!」(『土木』第二一号、一九三四年)。
- (『水利と土木』第七巻第一一号、一九三四年)。(5) 被害状況については、武井群嗣「両度の災害は何を教へたか」
- 三号、一九五三年)。 三号、一九五三年)。 (5) 武井群嗣「昭和初期の土木行政(三)」(『建設時報』第五巻第
- 四年一一月一四日朝刊。(57)「大阪朝日新聞」一九三四年一一月一三日朝刊、「東朝」一九三
- (8) 赤木正雄『砂防一路』(全国治水砂防協会、一九六三年)九二(
- 頁。
- 第一二号、一九三四年)。(5) 武井群嗣「臨時議会に提案の災害対策」(『水利と土木』第七巻
- (6) 広瀬久忠「災害関係予算の成立を悦ぶ」(同右)。
- 田中好『土木行政(自治行政叢書 第九巻)』(常盤書房、一九三学 第一八巻)』(常盤書房、一九三二年)第一○章、武井群嗣・(61) 当該期の砂防法制については、田中好『土木行政(高等土木工

五年)第三編を参照。

- (62) 赤木前掲『砂防一路』九六頁。
- 第六巻第一号、一九三三年)。 (3) 赤木正雄「農村振興砂防工事と一般砂防工事」(『水利と土木
- (64) 同右。
- (6) 「内務省だより」(『水利と土木』第五巻第九号、一九三二年)。
- ては、御厨前掲「水利開発と戦前期政党政治」を参照。 務省にとって中小河川補助が大きな意味を持っていたことについ(6) 農林省とのセクショナリズム的対立の激化という状況下で、内
- る(赤木前掲『砂防一路』九七~九九頁)。 昭和八年度には青森、秋田、茨城、鹿児島の四県で着工されていい 昭和七年度には岩手、群馬、鳥取、熊本、大分、宮崎の六県で、
- (8) 「内務省だより」(『水利と土木』第五巻第一二号、一九三二年)。
- (6) 「内務省だより」(『水利と土木』第七巻第一号、一九三四年)。
- (70) 赤木前掲『砂防一路』一〇四~一〇五頁。
- ている(赤木前掲『砂防一路』の序文)。 術者全般の気分も砂防を継子扱いにする傾向であった」と回想し71) 例えば、内務省土木局長を務めた唐沢俊樹は「局内の空気も技
- 災害砂防費の支出を交渉している(七月九日、七月三一日の条)。業の必要性を訴えた上で、砂田重政を通じて賀屋興宣主計局長に(六月七日の条)、津島寿一大蔵次官(六月二八日の条)に砂防事(立 赤木前掲『砂防一路』一二九頁。山本四郎編『西原亀三日記』(2) 赤木前掲『砂防一路』一二九頁。山本四郎編『西原亀三日記』
- と西原亀三(上)・(下)」(『社会科学(同志社大学)』第七三・七(73) 雲原村長時代の西原については、庄司俊作「雲原村の農村改革

四号、二〇〇四~二〇〇五年)を参照。

- 記』一九三五年三月八日の条。(7) 赤木前掲『砂防一路』一二七~一二八頁。前掲『西原亀三日
- 赤木前掲『砂防一路』一四八~一九四頁。

75

- 水砂防協会、一九七三年に所収)。(76) 新居善太郎「赤木さんを憶う」(『赤木正雄先生追想録』全国治
- と科学技術行政』第五・六章など。(77) 廣重前掲『科学の社会史』第五・六章、大淀前掲『宮本武之輔
- 九七四年)一九七~一九九頁。録』に所収)、同『怒涛の中の孤舟』(岡田文秀自叙伝刊行会、一録』に所収)、同『怒涛の中の孤舟』(尚掲『赤木正雄先生追想

78